



隣に住む「外国人」 支援が必要な人としてではなく 社会を創る一員として

著者	長谷部 美佳
雑誌名	明治学院大学教養教育センター附属研究所年報 : synthesis = The annual report of the MGU Institute for Liberal Arts
巻	2018
ページ	64-67
発行年	2019-03-31
URL	http://hdl.handle.net/10723/00003636

隣に住む「外国人」 — 支援が必要な人としてではなく社会を創る一員として —

長谷部 美佳

はじめに

2018年11月。出入国管理及び難民認定法（以下入管法）の改正が閣議で決定された。国内の人手不足解消への対応をするために、人手不足の分野で一定の技能を持つ人を対象に新たな在留資格「特定技能」を創設する、というものだ。12月8日は衆参両院でのごく短時間の審議を経て、改正案が可決され、改正入管法は成立する見込みとなった。「移民政策とは異なる」という政府の立場に対し、移民の受け入れに大きく舵を切ったと連日報道がなされている。

しかし現状で、すでに日本には多数の外国籍の在住者がいる。「多文化共生」という言葉が使われるようになってからもすでに20年が経過している。にもかかわらず、差別的な扱いをされた外国人の経験談や、あまりにブラックな実習先から逃亡する外国人の話も、同時に報道されている。こうした状況の中で、必要なことは、日本の「外国籍住民」の現状を今一度把握し、今後日本社会としてどのような対応をしていくべきなのか、立ち止まって考えることではないか。その一助となるような考察をしてみたい。

1. 日本の外国籍住民の現状

まず基本的なことから押さえていく。法務省によれば、2018年6月末現在における長期在留者の数は、263万7,251人。前年比の2.9%増だ。法務省の出入国管理白書によれば、終戦から10年を経た1955年には64万人であった外国籍の住民は、右肩上がりの増加を続け、リーマンショック後の2009年から東日本大震災後の2012年までやや減少したものの再び増加に転じ、以降は増加し続けている。全人口に占める割合も高くなっており、2017年には初めて2%を超えた。

出身国で一番多いのは中国だが、増加が著しいのはベトナムで、約30万人近く在留している。これは中国、韓国に次ぐ第3位だ。5年前は7万人に過ぎなかったのが、4倍増である。在留資格としては、日本に「永住してよい」という許可を持っている「永住者」の数が最も多く、75万9千人ほどである。旧植民地時代の日本国籍保持者だった人の子孫である「特別永住者」（この中には国籍国に渡航したことさえない人も多数含まれる）が32万6千人と、「永住」と名の付く資格を持っている人だけで100万人を超えている。さらに定住者185,907人、日本人の配偶者142,439人、永住者の配偶者36,562人と、日本に長期的に滞在、あるいは今後永住者となっていく可能性のある人まで足すと、約140万人弱になる。日本に滞在する人の半数は、実は日本にこの先も住み続ける人たちなのである。この人たちは今回の入管法改正とは全く関係なく、日本に在住している。政府が意図的に政策をとっていないと主張する、いわば、「移民」の人たちだ。

さらにこのほかに、日本語学校で勉強しながら働く人たちも含む「留学生」が324,245人、その多くが実習という名のもと単純労働についている人である「技能実習生」が285,776人いる。特に今回の入管法は、この「技能実習」資格をベースにしながら「特定技能」を設立している。また「特定技能」という資格以前に、この技能実習の資格で日本にいられる期間も長くなっている。

研究
所概
要

月
例
研
究
報
告

ラン
ゲージ
ラウン
ジ活
動報
告

研
究
プ
ロ
ジ
ェ
ク
ト

公
開
講
座
報
告

公
開
講
演
会

研
究
業
績

ただし「特定技能」は「技能実習」と異なり、場合によっては家族の帯同（呼び寄せ含む）が許されるという。

つまり日本の外国籍住民の現状は、①すでに140万人近い永住を見越して長期的に居住する人がいること、②入管法改正以後、労働者は数が増加し、滞在期間も長期化するうえ、場合によっては家族を伴い、永住者になる人も増える可能性がある、ということだ。

2. これまでの日本の立場と「多文化共生施策」の道のり

(1) 日本の立場と政策の欠如

実はこうした日本の現状は、政府が公式に認めてきたものではない。外国人労働者の受け入れ議論がこれだけ活発であり、彼らの増加と滞在の長期化（永住化）が予想されるにもかかわらず、2018年10月末の時点でさえ、安倍首相は、「いわゆる移民政策をとることは考えていない」（日経新聞2018/10/29付）と発言している。そしてこの立場は、長らく政府の立場であった。

「移民」の定義にはさまざまあるが、国連は「長期の移民とは、自分が通常居住している国以外に、1年以上移動する人のことであり」としている。そうでなくても「個人あるいは集団が永住を望んで他の国に移り住むこと。また、その人々。」というものもあり、国連の定義に従えば、日本はすでに約200万人の移民を抱える国家であり、永住者だけを見ても約100万人以上の移民が住んでいる国家なのだ。

これに対し、日本の立場は先に述べたように、①移民（＝日本永住の意思を持った外国人）は必要ない、というものと、②単純労働者は必要ないというものだ。今回の入管法改正でこのどちらも覆されそうだが、建前は堅持している。特に移民がいらないという考え方は、日本へ定住しようとする外国人はいないから、そのための政策は必要ない、ということにつながる。一般的に、日本以外で「移民政策」といったときに、移民政策の中には2つの側面がある。1つは外国人が国に出入りするのをコントロールする「入管政策」で、もう1つは外国人が社会に適応することを促進するための「統合政策」である。ところが日本に定住する人はいない、という政府の立場があり、日本には長らく「統合政策」は存在しなかった。

(2) 「統合政策」としての多文化共生施策

こうした長年の「統合政策」の欠如に対し、困ったのは実際に多数の外国籍住民が存在してきた自治体である。やはり急激な人手不足の対応策として、1990年に大きく入管法が改正された時に定住が認められるようになった日系人の中で、特にブラジル人は、1990年から20年ほどの間に、30万人を越すほど定住した。彼らへのニーズは単純労働者としてのものだったが、建前上日本人とその家族がやってくるという立て付けの制度だったために、労働者以外に多数の家族がやってきた。結果として、頻発する教育や保健医療の問題に対処しなければならなくなった基礎自治体は、

外国人住民施策を開始するが、これが「多文化共生施策」と呼ばれるようになっていく。それぞれの自治体が独自の計画を立てるようになり、その計画に「多文化共生」という言葉が使われるようになったためだ。

その後、国も指針を作るようになり、「多文化共生」という言葉も定着しているように思える。それでもいまだに「多文化共生」は実現が難しい、という外国籍住民を多数抱える地域の声も根強い。

3. 私たちにできることは何か

日本社会では、外国人住民を語るときに、「治安が問題」とあるとか、あるいはそこまではなくても、「社会のコスト」になる、という負のイメージで語る。しかし実際には高度人材として活躍する人もいれば、地道に地域での職に就く移民の二世帯もいる。特に高齢化が進む地域では、外国籍の住民がいなかったら地域活動が成り立たないという地域も存在する。新しく受け入れる人たちだけでなく、すでに長年日本に暮らし、溶け込み、貢献している人たちが多数存在する。社会や地域を支える一員であるという、日本社会側の発想の転換こそ求められるものだろう。

ただし、日本に暮らす外国籍の住民の人たちが、だれでも彼でも自然に地域を支える人になるわけではない。日本社会のほうから「繋がろう」とする努力が必要である。アメリカの社会学者のポルテスは、移民の社会適応に影響を与えるものの中に、移民政策やホスト社会の人々、移民コミュニティの在り方など、社会的環境を挙げ、特にこの社会的環境が、移民が社会的・経済的成功を収めるうえでの影響が大きいとしている。

この中で地域に暮らす普通の日本人の私たちができることは、ホスト社会のあり方を意識することだろう。ホストの一員として、彼らと繋がっていかうとすることではないだろうか。実際、ある外国人住民が日本に長く定着しようと思うには、日本人の友人や頼れる人がいないよりも、日本で何かあった時にその対応を教えてくれたり、いざというときに支えてくれたりする人がいた方が、より長く住みたいと思うだろう。あるいは日本社会で認められているという認識、日本の社会に貢献できているという実感を得られる場所があれば、やはりより貢献しようと思うだろう。

何よりもまず、関心を持つことだ。そして繋がろうとするには、一歩を踏み出すべきだろう。すでに多数存在している地域の日本語教室にボランティアとして参加することでも、関心の高い人であれば、移民コミュニティのカフェを訪れてみるのもいいかもしれない。

おわりに

過去30年以上にわたって外国籍住民は日本で増加してきた。現状では「移民」が多数在住している。大人だけでなく家族連れの子どものも多い。これに対し、国が長らく政策をうってこなかったため、丸投げされた地域や自治体は試行錯誤で「多文化共生」を繰り返してきた。それでも「多文化共生」の道のりはまだ先が長い。これからさらなる増加が見込まれる今日において、私たち日本

人が「ホスト社会」の一員として、多くの意識を今いる外国籍住民に向けるべきだろう。そして小さな一歩からでも踏み出して、つながりを作っていくことが求められるだろう。

参考文献

- 近藤敦（2011）「多文化共生政策とは何か」近藤敦編著『多文化共生政策へのアプローチ』明石書店
- 長谷部美佳（2012）「県営いちょう団地にみる多文化家族の動き」川村千鶴子編『3.11後の多文化家族』明石書店
- 長谷部美佳（2016）「[外国人受け入れ] 反対論を乗り越えるには」長谷部美佳、受田宏之、青山亨編『多文化社会読本：多様な世界、多様な日本』東京外国語大学出版会
- ポルテス, A, ルンバウト, R（2014）『現代アメリカ移民第二世代の研究——移民排斥と同化主義に代わる「第三の道」』明石書店
- 山脇啓造（2011）「多文化共生政策の基礎講座、日本における外国人政策の歴史的展開」近藤敦編『多文化共生政策へのアプローチ』明石書店